

会議録

会議の名称	令和2年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第2回）
開催日	令和3年2月1日（月）
開催時間	午後1時30分 開会・午後2時20分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 宇治田 忠昭 木村 敏博 (2号) 北村 秀和 高井 徹 渡邊 昇子 (3号) 佐々木 操 松本 利明 矢島 静江 (4号) 佐藤 誠</p> <p style="text-align: right;">9名</p> <p>【市長】</p> <p>藤井 栄一郎</p>
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(1号) 稲垣 操 豊川 利江 (2号) 牧野 博司 (3号) 青木 淳一 (4号) 山岸 功一 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">6名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二 保険年金課 主幹 小山 智幸 保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依 保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 令和3年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について (2) その他</p> <p>ア 令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （案）について</p> <p>イ 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について</p>

4 閉 会	
発 言 者	議 事 の 経 過
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会前に本日の会議に傍聴の申し込みがございましたので、御報告いたします。</p> <p>白岡市国民健康保険運営協議会会議運営要領第4条第1項の規定に基づき、1名の方から傍聴の申し込みがあり、同条第2項の規定に基づき会長にお諮りしたところ、傍聴が認められましたことを御報告いたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、9名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ここで本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました「会議次第」、「資料1～3」、国民健康保険中央会から提供されました「国保のすがた」、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「さいたまの国保」及び「埼玉の国保」になります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第の「3 議事」に移ります。</p>

なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定によりまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。
それでは、佐々木会長よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。また、本日は進行を早めるため、着座での説明、質疑をお願いします。

それでは、次第に従いまして、進行いたします。

はじめに、議題（1）「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、令和3年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）の内容につきまして、説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

令和3年度予算につきましては、歳入歳出予算総額で45億4,022万8千円となりまして、対前年比で7,263万6千円、率といたしまして、1.57%の減となる予算を編成いたしました。

ページ中ほどの表を御覧ください。国民健康保険被保険者数等の見込みでございます。被保険者数の全体でございますが、県が秋の試算において算出した数値を計上しております。

なお、被保険者数の退職につきましては、民間で一定期間働いていた方が定年退職などによりまして国民健康保険に加入した場合に医療費を社会保険側で拠出する退職者医療制度の対象者でございます。制度が廃止となった平成26年度以降、経過措置としておりました当該制度の対象者が、令和2年度以降にはいなくなっております。

御覧のとおり、令和2年度と比較いたしますと、被保険者数は減少する見込みでございます。

下段の1から4でございますが、当初予算のポイントをまとめております。

当市におきましても、被保険者の高齢化や医療技術の進歩により一人当たり医療費が増加する一方で、短時間労働者への被用者保険適用拡大の影響や後期高齢者医療制度への移行が徐々に増えていくことによりまして、被保険者数の減少が続くことから、国民健康保険税の減収となると見込んでおり、厳しい財政運営が続くと考えております。

次に、2ページをお開きください。

以下の円グラフでございますが、先ほど御説明いたしました令和3年度

予算の総額をグラフにしたものでございます。

左側の歳入におきましては、国民健康保険税で19.4%、県支出金で71.5%、この2つで歳入予算の90.9%を占めております。

右側の歳出におきましては、保険給付費で71.0%、国民健康保険事業費納付金で26.1%、この2つで歳出予算の97.1%を占めております。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、予算比較表でございます。

前年度と比較いたしまして大きく変動があった予算科目を中心に説明させていただきます。

まず、歳入の1款 国民健康保険税につきましては、8億7,941万9千円を計上しております。被保険者の減少によりまして、令和2年度と比較いたしますと、2,274万8千円の減額を見込んでおります。

予算の計上にあたりましては、令和3年度の国民健康保険税の税率等は、現行税率に据え置いたもので算出しております。

また、保険税の収納率につきましては、現年度課税分を「埼玉県国民健康保険運営方針」の目標収納率である93%に設定した予算額を計上しております。

次に、一つ飛びまして、3款 県支出金につきましては、市町村の保険給付費等に必要な費用に対して、都道府県から全額交付されることになりました「国民健康保険保険給付費等交付金」等でございまして、32億4,846万円3千円を計上しております。

4ページを御覧ください。

一番上の5款 繰入金でございます。こちらは、説明にございますように、一般会計からの繰入金、国民健康保険財政調整基金からの繰入金でございまして、3億9,287万7千円を計上しております。

内訳といたしましては、法定繰入金が2億2,931万2千円、法定外繰入金1,735万4千円、基金繰入金が1億4,621万1千円でございます。

次の6款 繰越金から7款 諸収入につきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、1款 総務費の一般事務経費につきましては、964万7千円を計上しております。

前年度と比較いたしますと、234万6千円の減となっております。経費としてはほぼ例年通りでございますが、前年度はマイナンバーカードを被保険者証として利用するためのオンライン資格確認等システム構

	<p>築などに要する経費を計上していたため、この分が減額となったものでございます。</p> <p>次に2款 保険給付費につきましては、疾病及び負傷に対して給付する医療給付事業の一般分といたしまして、27億9,098万1千円、高額療養費支給事業といたしまして、3億8,264万6千円を計上しております。</p> <p>こちらは、実績額等を参考に給付（支給）見込額を計上したものでございます。</p> <p>近年、一人当たりの医療費は増加傾向であるものの、被保険者数減少の影響が大きいことから、保険給付費も減少を見込んでおりまして、前年度と比較いたしますと、医療給付事業で9,602万1千円、高額療養費支給事業で617万4千円の減となってございます。</p> <p>また、他の保険給付費の事業といたしましては、出産育児一時金支給事業、葬祭費支給事業などがございます。</p> <p>次に、3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分といたしまして、7億9,919万7千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分といたしまして、2億8,020万円、一般・退職の介護納付金分といたしまして、1億423万2千円、合計で11億8,367万9千円を計上しております。</p> <p>続きまして、6ページを御覧ください。</p> <p>上から2つ目の6款 保健事業費につきましてご説明します。一番上の特定健康診査等事業でございますが、健診等の受診者、特定保健指導対象者数の増加を見込みまして増額しているものでございます。</p> <p>一番下の総合健康診断（いわゆる「人間ドック又は脳ドック」）でございますが、被保険者の減少傾向や受診実績から受診者の減少を見込みまして、僅かながら減額しているものでございます。</p> <p>次に7款 基金積立金から10款 予備費までにつきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。</p> <p>最後に7ページを御覧ください。国民健康保険財政調整基金の状況でございます。</p> <p>一番右にございます令和3年度末の基金残高は、約3億2,816万円になる見込みでございます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。
委員	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

	<p>款の、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分は、3.8%増であります。プラスマイナスが逆になっていて不思議に思っていますが、どうしてですか。</p>
事務局	<p>被保険者は減少していますが、1人当たりの医療費が県は7.1%程度上がると見込んでおり、それが国民健康保険事業費納付金に反映されて、増額となったものです。なお、被保険者数は当初見込みより、コロナ禍の影響で減少数は鈍化しております。</p>
委員	<p>関連して尋ねますが、先ほどの説明で、2款 保険給付費の医療給付事業は3.3%の減です。医療給付費は、実績に基づき積算し、マイナスですが、なぜ、3款の県に支払う一般 被保険者医療給付費分は、増額なのか伺います。先ほどの回答では上手く理解できなかったので。</p>
事務局	<p>支払いの関係で予算は少し大きめに組んでおりまして、実際の決算において、額は圧縮されます。（一般的に余剰金が発生します。）</p>
委員	<p>予算なので不足しないように見込んだということですね。わかりました。</p>
委員	<p>ちょうど1年前に、国民健康保険中央会の「国保のすがた」掲載の「国保財政の現状」にある、国や県の負担割合と当市の当初予算の円グラフの負担割合に関する質問の回答がいまだになされていません。去年の回答では、「今すぐに回答できないが、よくチェックしておく、検証します。」と回答していただいたと理解していますが、1年たっても何の音沙汰もないことから、再質問します。</p>
事務局	<p>御指摘の「国保の財政状況」の表と当市の予算案で示した内容の違いは、都道府県化前は、率の違いはありましたが、項目は対応していました。平成30年度からの都道府県化に伴い、国からの補助金の歳入の多くが直接県に支払われており、表の項目が一致しなくなりました。 「国保の財政状況」の表は、国の国保財政状況をお示ししたものであります、全国すべての国民健康保険の財政の状況と負担割合をお示したものですので御理解ください。</p> <p>なお、国等の各財源と当市の予算との関係については、別途他の方法でお示しできる方法を考えていますので少し時間をいただきたいと存じます。</p>

委員	令和3年度予算の円グラフで、県支出金（県から市への支払い）と国保事業納付金（市から県への支払い）の差が45.47%。「国保の財政状況」に示されている国及び県からの援助が50%なので、4.6%は貰いはぐれたとは言いませんが、仮にそのようなことがあるのならば、県に対して、その分を求める交渉材料にもなるわけですから、まずは、よく検証してその結果がどうなのかと把握していただくことが、重要かと思います。よろしくお願ひします。
課長	補足説明させていただきますと、2ページ資料の左の歳入、右の歳出の円グラフを見ますと、県支出金71.5%はどこに当たるかといいますと、右の表の保険給費71%で対応しております。0.5%の差はございますが、都道府県化になりました、保険給費はほとんど県支出金で賄うことになりますて、71.5%に対して71%が支出でありますと考えを整理していただければと思います。先ほど説明の中の県への事業費納付金26.1%ですが、これに対応するのが、市町村では国保税と繰入金などで賄われております。そのような考え方で整理していただければ分かりやすいと思います。
委員	お答えいただいた内容では上手く理解できませんので、よく検証したものを見せていただいた上で、議論させていただきたいと思います。
委員	参考まで良いですが、1ページ目の被保険者238人の減となっていますが、新規加入、社会保険離脱などで入ってくる者、死亡や転出などで退会、後は後期高齢者医療制度への移行となることが考えられますが、それぞれ、数字が分かれば教えていただきたいです。
事務局	令和元年度の数字がありますので、そちらで減少の傾向が分かりますのでお答えします。増加の傾向は、転入378人転出352人で、26人増、社保離脱1,461人社保加入1,318人で、143人の増、減の傾向は、生保廃止8人生保開始23人で15人の減、出生28人死亡65人37人の減、後期高齢者保険離脱0人75歳到達による加入540人で540人の減、その他（国民健康保険組合離脱）97人その他（国民健康保険組合加入）126人で29人の減となっており、全体では後期高齢者医療保険への移行が多く減少となっております。
委員	コロナ禍の影響で、失業した者が、国民健康保険に加入して増える場合もあると思いますが、それよりも、前期高齢者の年次到達による後期

	高齢者医療保険に移行する人が多いとのことですね。そしてこれからも、そのような傾向が続いていくということですね。了解しました。
事務局	はい、そのとおりです。今後も後期高齢者医療保険への移行が続きます。
委員	後期高齢者医療保険がどんどん増えて、そちらがより大変になっていくということですね。分かりました。
委員	4ページ5款繰入金の金額が、令和2年度と3年度を比較しますと5,192万9千円、率にして15.2%ほど増えていて、非常に大きな伸びとなっていますが、これから加入者の数が減ってきてまして、1人当たりの医療費もだんだん高くなっています。繰入金を増やしていくかなければならぬのでしょうか。医療費の適正化の取り組みや保険料率の引き上げなどを検討していただきたいですが、いかがでしょうか。
課長	歳出の県に納める事業費納付金や保険給付費などの動向を注視し、財政調整基金の残高なども考えながら、引き上げについては、総合的に判断していきたいと考えています。
議長	他に質疑はございますか。 それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。
	異議なし
	御異議なしと認めます。 よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。 ありがとうございました。
	次に、議題（2）その他 「令和2年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について」事務局から説明を求めます。
事務局	それでは、「令和2年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第

3号) (案)」につきまして、ご説明を申し上げます。資料2を1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出から2,948万8千円を減額し、予算総額をそれぞれ50億3,659万円7千円とするものでございます。

はじめに歳出についてご説明させていただきますので、4ページの中ほどを御覧ください。

1款 総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬などの減額でございます。

2款 保険給付費につきましては、事業実績に伴い、不用額が見込まれる分を減額するものでございます。

6款 保健事業費につきましては、主に執行見込みがついた事業及び新型コロナウイルス感染症の影響による減額を行うものでございます。

7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金の積立金利子分を増額するものでございます。

次に5ページに移りまして、

9款 諸支出金につきましては、第1回（第1回運協・9月補正分）の運営協議会で増額補正の御説明をさせていただいておりますが、昨年度、埼玉県からいただいております普通保険給付費等交付金に係る返還金の返還額が確定したことから、減額等をするものでございます。

次に歳入について説明させていただきますので3ページにお戻りください。

2款 国庫支出金につきましては、昨年度から2か年の事業として実施しております、マイナンバーカードを被保険者証として利用可能とするためのシステム改修費用等の今年度執行分に対しまして、国庫補助金の交付内容が確定しましたことから、補助相当額を計上するものでございます。（現時点では昨年度と同様支出額の100%が補助対象となっています）

3款 県支出金につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の2款保険給付費の減額に伴い、減額するものでございます。

4款 財産収入につきましては、国民健康保険財政調整基金の積立金利子に合わせて増額するものでございます。

5款 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と国民健康保険財政調整基金からの繰入金の補正となります。

まず、一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金の支出額減少に伴い、一般会計からの繰入額が減少するものの、国民健康保険税の（低所得者層に対する）軽減額の増加に伴い国・県から交付される保険基盤安定負担金などが増額となっておりますことから1,202万円を増額するものでございます。

次に、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、財政調整機能を持つ基金でございまして、歳出額の減少等に伴い、取崩し額を、4,732万4千円減額するものでございます。

これらの相殺により、繰入金全体としては減額となるものでございます。

次に4ページをお開き願います。

7款 諸収入につきましては、国民健康保険税延滞金等、収入実績に合わせて増額を行うものでございます。

以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、その他2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。資料 3を御覧ください。

当該条例の一部改正については、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、資料の「2 改正の概要」を御覧ください。

まず、軽減判定基準所得の見直しでございますが、個人所得課税の見直しにより、令和3年から給与及び公的年金の控除額が一律10万円引き下げとなり、また、すべての所得に適用される基礎控除額が10万円引き上げとなります。

国保税の所得割の算定については、給与所得や年金所得の方は、給与、公的年金の控除額の引き下げる、基礎控除額の引き上げが同時に実施されるため、相殺されることになり、影響はありません。

しかし、国保税の均等割が軽減該当となっている世帯では、給与所得者・年金所得者が複数名いる場合、基礎控除額の見直しなどにより軽減判定から外れるケースがあるため、軽減判定基準所得の算定方法を見直すものです。

具体的には、軽減判定基準所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者の合計人数から1をマイナスした数に10万円を乗じた金額を加えることで調整を図り、改正

前と同様に軽減が受けられるようになります。

続いて、低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除の創設でございます。

地方税法の一部改正により、国保税の課税の特例として、一定の条件を満たす低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特別控除が創設されたことに伴い、本条例においても、この規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日からでございまして、令和3年度以後の年度分から適用するものでございます。

事務局からの説明は以上でございます

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願いします。

これ以外で質疑、意見等はございますか。

それでは、特ないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に深く感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（部長） 佐々木会長ありがとうございました。

また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 2 月 25 日

(議長 (委員長・会長) その他これに準ずる者の署名)

会長

佐々木 操